

総務事業常任委員会会議録

令和7年9月9日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和7年9月9日（火）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	河瀬 成利
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	森野 良一
〃 委員	尾崎 孝子
オブザーバー	前川 和也

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
総務課長	森野 英三		中定 昭博
経営戦略課長	岩佐 式人	経営戦略課参事	岩根 由佳
自治防災課長	朝野 恵美	税務会計課長兼会計管理者	
税務会計課参事	村田 健次		長谷川太志
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼生活環境課長	
産業住民部次長兼住民人権課長			小倉由紀夫
	谷野 彰俊	土木課長	橋本 珍彦
産業建設課長	坂本 健三	消 防 長	岸田 健二
消防次長兼予防課長	下川 浩幸	消防署長兼警防課長	森田 憲久
消防総務課長	和田 衛太		

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

委員長（河瀬 成利議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（河瀬 成利議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（河瀬 成利議員）

会議録署名委員は委員会条例第26条の規定によりまして、5番・河野隆子委員を指名いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶いただきます。町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さんおはようございます。委員皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ、令和7年第3回忠岡町議会定例会総務事業常任委員会にご参集賜り、誠にありがとうございます。

本日は定例会に提案いたしました議案におきまして、総務事業常任委員会に付託されました令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてをはじめ、循環型シャワーキットなどの防災関連の物品購入の契約の締結、忠岡町下水道条例の改正、物価高騰対策としての水道料金基本料金の補助などの一般会計の補正予算など、ご審議いただきたいと存じます。

ご審議いただき、ご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

9月5日の本会議において本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。また、発言者はマイクのスイッ

チを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

それでは、案件、令和7年第3回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（河瀬 成利議員）

議案第41号 令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを担当課より説明を求めます。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

議案書3ページをお願いいたします。議案第41号、令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてをご説明させていただきます。

本件は、当年度未処分利益剰余金につきまして、使用した減債積立金の額に相当する金額6,936万6,481円を資本金に組み入れ、また、将来の起債償還金の財源として、減債積立金に2,897万8,264円積み立てることに関し、議会の議決を求めるものとなっております。

ご配布しております土木課資料をお願いいたします。こちらの表は、本年度の決算書10ページ、11ページからの抜粋となります。ここにお示ししている矢印は、会計処理の流れとなっております。

4条予算、資本的収支の不足額を補うため、減債積立金を取崩しをいたしました。積立金を取り崩した場合は、未処分利益剰余金に再振り替えを行うこととなります。未処分利益剰余金に振り替えられた額を資本金に組み入れるという流れとなっております。

未処分利益剰余金を資本金に組み入れる処分及び減債積立金へ積み立てる処分について、議決を求めるものとなっております。

説明は、以上となります。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今ご説明いただきまして、4条の収支不足額を補填するためというふうな説明でここにも書かれていますけれども、収支不足が発生したその原因というか、中身というのはどういったものなのでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

そもそも論で、企業会計の場合、4条の収入というのが非常に限られております。うちで言うところによると、多くは起債を充てるか国費を充てるか、この2つがメインとなります。この2つは、その年に行われる建設改良費、例えば資産の取得とか、機能向上というふうな、例えば一番多いのはポンプ場の設備改新とか下水道管を引くとかに使われますんで、残ってる分というのと、これで入ってきた分は全部使われますよと。で、4条には元金償還がありますので、この元金償還の部分に、当然資金がショートしますので、それに対して減債積立金を使わせてもらったということになります。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

現金の償還があって、ショートするということで、こっちに組入れをしたわけなんですけど、これは毎年ね、1年に1回ですか、この未処分利益剰余金の処分というのが出てくるわけなんですけど、金額的には例年とほぼ同じぐらいの金額なのでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

大体この程度というたらおかしいですけど、大体これぐらいやと思ひまして、今回若干気持ち多いか、それは事業によって当然、あとは元金の償還によって変わってくるんですけども、増減はありますけども、規模的にはこんな感じだというふうに考えてございます。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

(なし)

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

委員長（河瀬 成利議員）

ございませんね。これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第41号 令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第43号 物品購入契約締結について（循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入）を、担当課より説明を求めます。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第43号、物品購入契約締結について、ご説明させていただきます。お手元の議案第43号自治防災課資料も併せてご覧ください。

本件につきましては、令和6年度補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、忠岡町避難所環境改善整備事業として避難所の入浴環境等を改善するため、循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンドを整備するもので、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容としましては、契約の目的は、循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタン

ド購入、契約の方法は制限つき一般競争入札、契約金額は906万3,384円、予定価格は税抜きで998万1,000円、税込みでは1,097万9,100円、契約の相手方は、大阪市浪速区桜川4丁目10番27号、株式会社ミヨシ、代表取締役佐藤浩明でございます。なお、購入備品につきましては資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

これ、屋外シャワーキット1台と手洗いスタンド2台ですけど、うち、避難所は何か所でしたっけ。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

指定避難所は8か所ございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

8か所ということは、このシャワーキット、手洗いスタンド2台というのは、事足りないんじゃないですか。財源の関係もあって、今回このような形で、形だけ購入するというようなことに。十分、その8か所には足りないと思うんですが、その辺は今後購入予定というのはあるんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まずは、今回の屋外シャワーキットと手洗いスタンドが、令和6年度の能登半島地震でも現地で使用されていたものになるんですけれども、ちょっと予算の兼ね合いもあるんですが、まず少しずつ避難所の生活環境の整備という形で備蓄できればと考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

少なくとも予算の関係はありますが、最終的には8か所の避難所に設置するというところでよろしいのでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

あくまでもですね、順番に自衛隊の支援なども、災害が起こった後は来てもらえるので、それまで、泉大津市の人口規模でも2台シャワーキットの整備がありますので、理想としてはもう1台整備できればとか考えるところはあるんですけれども、8か所分のシャワーを整備するということまではちょっと考えてはおりません。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

少なくともその8か所には何人かの避難者の方がいらっしゃると思うんですけど、当然そこにも設置してしかりかなと思います。町内は狭いですから、例えばここも指定避難所ですよ。ここに中心で置くということも考え、多分置くんでしょうけど、近いから移動もそう不便ではないかなとは思いますが、当然道路とかそういうのがあって、なかなかここまで来れないという方もいらっしゃると思いますので、それについては予算の関係がありますので、できるだけ8か所に近い範囲で設置していただきたいと、こう思います。

もう1つ、手洗いスタンド2台ですけど、手洗いスタンドというのは手洗いスタンドですよ。これ2台、さきのこの42号の設置型組立給水タンク、こっちのほうで併用できるということの、また水が違うんですか、これ。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まず、給水タンク車のほうは、あくまでも飲用として使うことを想定しておりまして、こちらの手洗いスタンドは、わずか20リットルの水を、その場で98%以上ですね、その場で循環しますので、わずか20リットルの水で約500回手洗いが可能という計算になりまして、給水タンク車の飲用とは別に配備をしたいと考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ごめんなさい、循環、80%。

自治防災課（朝野 恵美課長）

98%以上です。

委員（北村 孝議員）

98%までは循環できるということは、飲み水としても使える。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

一応ですね、循環して安心・安全な水として利用できるということで確認は取っているんですけども、あくまでも水を循環しての手洗いスタンドになりますので、飲み水として飲用までは、失礼しました、WHOの飲用水水質ガイドラインに準拠した安全できれいな水を供給できるとは言われてるんですけども、水の再利用が特徴の製品となっておりますので、うがい、飲用の利用というのは想定はしていません。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

この水はどこから持って来まんの。雨水使うわけ。そんな雨ばかり降ってないやろし。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まず初めの20リットルに関しては、給水タンク、もしくは水道が使える場合は水道水からくんできてということを考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

あれば、当然感染等もいろいろあるでしょうし、手洗い、うがいとか平常時でも必要ですけど、特にそういう災害のときは特に必要かなと思いますけど、だったらもう少し安価なやつで、その8か所の避難所に置くのがいいのかなと思うんですけども、その辺については、飲めません、手洗いだけですということになればね。給水タンク車でここに入れるわけですから、当然給水タンク車は組立て式の給水タンクに直接、こっちは循環ではないんでしょう。ちょっとこの議案には今回あれですけど、循環じゃない、そのまま移し替えるというだけの話でしょう。その水をここに入れて、わざわざ循環する必要があるのかなと、こう思うんです。ただ、この給水タンクと、もう1個何やった、何に使う、何の水を使う言うたかな。

委員長（河瀬 成利議員）

水道。

委員（北村 孝議員）

水道か。水道も平素から使ってるんで、そら塩素とかいろいろ入って、今皆さん、浄水器とかいろいろつけはって、そういうのを処理しながら飲用してるところはありますが、あれもいいけども、2台というのも、先ほどのシャワーキットの件もですけども、この手洗いスタンドのほうが必要かなあと、より思います、台数がね。それも予算の関係あるんでしょうけど、何かまあ別に、必要やろけど、飲めません、手洗いだけですということなので、実際これ900万ちょっと契約されてますけど、この手洗いスタンドだけでいったら金額どうなるんですか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

手洗いスタンドだけで申し上げますと、355万4,100円になっています。すみません、委員長、2台分の金額です。

委員（北村 孝議員）

結構ね、1台、百七、八十万するということで、災害のときですから特に衛生面では大事かなと思いますけど、手洗いだけで使うんだったら、ほかにもうちょっと安価な形で台数をようけ各避難所に置けるようなことは考えられなかったのか、最後にその件だけよろしくをお願いします。

委員長（河瀬 成利議員）

答え。

委員（北村 孝議員）

うん、答え。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

一応、令和6年度の能登半島地震でも現地で使用されていたという実績もありましたので、今回こちらのほう、飲用を目的にはしておりませんが、あくまでも少ない水を再利用して節水というところで考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、最後にもう1点。これどういう形、電気、どういう形で稼働するんやろ。何か見た感じ、くみ上げるか、上がってくるような、何かで、手洗いで、上から下へ落ちるんじゃないしに、吸い上げるような形のように見えるんですけど。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

すみません、どちらの商品も一応電力のほうは使用しまして、蓄電池を活用してという

ふうに考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

電気が停電というか、そういうのになっても蓄電池で可能ということは、それなりの蓄電池も要りますよね。これだけじゃなしにね。台数もね。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、シャワーキットのほうでお伺いしたいんですが、災害が起きると、トイレとか、そういったところ非常に困るわけなんですけども、特に女性の方のそういったところで性加害とか、そういったことも問題になってるんですけど、このシャワーに入るときね、お1人で、身内がお友達がいらっしゃらないという方は1人で入ったらちょっと周りがあるんで、これはやっぱり2人以上の方でないと使用できないとか、そういったことがあるんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

避難所環境での女性の性被害とかは、こういったシャワーのシーン以外でも言われていることですので、そこはきちんとですね、ルールづくりとか、入浴の順番などもありますので、きちんと整備をしていきたいというふうに考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。非常にデリケートなお話なんですけど。

あと、この財政措置は書かれておりまして、国が2分の1で、あと特別交付税で措置率80%ということで、残りの2分の1の80%ということによろしいのでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員（河野 隆子議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、町負担は10%ということによろしいですね。分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（森野 良一議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野委員。

委員（森野 良一議員）

すみません、シャワーキットの件についてちょっとお伺いさせていただきます。

先ほどの手洗いスタンドの場合は、20リットルの水で約98%の循環で500回使えるっておっしゃってましたが、シャワーキットのほうは大体どれぐらいの水が何回ぐらいシャワーとして使えるのか、お教えいただきたいと思います。お願いします。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

シャワーキットのほうは100リットルの水が必要なんですけれども、こちらの100

リットルというのが通常2人がシャワーを浴びる水量になるんですが、そちらの100リットルを循環して最大100人分シャワー利用が可能となっております。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。前川議長。

議長（前川 和也議長）

よろしく願いいたします。北村委員からのご答弁でも、まずは少しずつでも整備をしていくというところ、あと自衛隊の補完的な役割でもあるんですかね、というところと、あと泉大津でも2台だというご答弁がありました。確かに泉大津でも2台導入されたということは報道でも知ったんですけども、本町でまずは1台というところで、少ない台数でも多くの人をカバーする工夫としてですね、これ同じ同型を導入してる自治体というのは全国でもたくさんあるのかなというところで、お互いが協力し合ってですね、使い回すと。被災していないところから被災している自治体へ貸してあげるとか、借りるとかいうようなことも検討していただいてですね、少ない台数でも、いざというときは多くの町民さんをカバーできると。これ、泉大津がされてるのかなと思うので、本町でもまずは導入していただいて、今後、検討課題の1つにさせていただけたらなというふうに思いますが、どうでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

いろいろとですね、自治体のほうと連携を取りながら検討を行っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。

討論はございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないですか。それでは、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第４３号 物品購入契約締結について（循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入）、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第４４号 物品購入契約締結について（防災資機材購入）を、担当課より説明を求めます。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

議案書の９ページをお願いいたします。議案第４４号、物品購入契約締結について、ご説明させていただきます。お手元の議案第４４号自治防災課資料も併せてご覧ください。

本件につきましては、令和６年度補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、忠岡町避難所環境改善整備事業として、避難所の衛生環境、災害関連死対策、電力供給、プライバシー確保等を改善するため、避難所環境改善に係る防災資機材を整備するもので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容としましては、契約の目的は防災資機材購入、契約の方法は制限つき一般競争入札、契約金額は２，４７６万３，７５０円、予定価格は税抜きで２，５８４万９，０００円、税込みでは２，８４３万３，９００円。契約の相手方は、大阪市浪速区桜川４丁目１０番２７号、株式会社ミヨシ、代表取締役、佐藤浩明でございます。なお、購入備品につきましては資料に記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

財源は43号と同じような国が2分の1ということですが、そうじゃないんですけども、この備品の中ですね、6番の灯油ヒーター、灯油ファンヒーターですね。当然、冬やったら必要だと思います。ただ、夏の場合ね、こんだけ年々何か気温が上昇して、いまだに、朝晩は少し過ごしやすくなったかなと思いますけども、スポットクーラーっていうのは備品には考えられないんでしょうか。当然、これも電力が止まった場合ですけども、この辺についてはお考えはどうなんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

すみません、扇風機のほうではあるんですが、小学校に配備のほうをしておりますので、まずは扇風機のほうで対応というふうに考えております。

委員（北村 孝議員）

そうですか。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

扇風機もそれは当然大事かなと思うんですけど、できるのであれば、8か所の避難所ですから、そこにそれ1台だけというのはなかなか十分、足りないと思うんですけども、今後もし、いずれにしても先立つものはお金ですから、財源ですからあれですけども、スポットクーラー的なものも考えていただければありがたいなと思いますけど。その辺については。扇風機は分かりますけど、スポットクーラーっていうのは考えませんか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

今後の参考とさせていただいて、検討のほうさせていただきます。

委員（北村 孝議員）

はい、結構です。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。他に。

スポットクーラー、あるんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

冷風機、水を入れて扇風機で回すというような、冷たい風が出るようなのはあります。

スポットクーラーではないですけども、あります。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（森野 良一議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野委員。

委員（森野 良一議員）

この避難所用ワンタッチテントについてお伺いしたいんですけども、これは避難所の外に置くという考えなんですか。避難所の中に置くのか、それと、これ1張りで何人ぐらい入れるんか、ちょっと教えていただきたいです。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まず、ワンタッチテントですが、小・中学校の体育館に設置するということを想定しております。サイズのには、大体4人ぐらいの家族で使ってもらえるような大きさではあるんですが、まずですね、テントを設営する上で、ある程度の通路とスペースの確保というのが必要になりますので、小・中学校の体育館で想定した場合、図面上の計算になるんですけども、50張り程度設営ができるというふうな計算になっておりまして、数も限りがありますので、まずは本町としては、高齢者の方とか障がいをお持ちの方に使っていただくことを想定しております。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今、ファンヒーターの話が出たんですが、冬場は灯油を使うということで、この灯油の管理というんですか、夏も置いとくのか、ちょっとそこら辺はどうなんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まず、今回購入する灯油ファンヒーターのカタログ情報になるんですけども、まずタンク容量が1台当たり18リットル。こちらの18リットルで使用時間が大体9.8時間から30.5時間となっております。ですので、灯油を備蓄する上で、1日分であれば最低180リットルが必要でありまして、7日分で考えますと1,260リットルになります。

ただし、灯油の貯蔵につきましては、消防法における規制がありますので、貯蔵方法については今後精査を行う予定としております。町内のガソリンスタンド等に対して、協定等の締結についても検討して、災害時の燃料供給体制の構築に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

夏場は高温になるので置いとけないと思うんですけど、冬場は災害が起きてからでしたらガソリンスタンドも被災されてるという場合もありますので、冬場は置いとかなあかんのかなというふうに思いますけど、そこら辺はこれからいろいろと検討されるということで、分かりました。

それから、このポータブル蓄電池なんですけど、これはこっちの分電盤ですかね。ここに接続して蓄電をさせておくということによろしいんですか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

今、議員のほうからお話がありました分電盤につなぐほうというのは、蓄電池整備事業の2セットのほうになりまして、こちらがふれあいホールの分電盤に接続するものになります。ポータブル蓄電池というのは、またそれとは別に、避難所でバルーン投光機やスマートフォンの充電などを想定して備蓄するものになります。こちらなんですけれども、両方とも購入後すぐに充電を行いまして、以降は適宜補充電を行いながら管理のほうをしていきたいと考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、この4番の蓄電池は何時間もつんですかね。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

一応ですね、想定としましては、ふれあいホールの各コンセントとトイレの照明に充電することを考えておりまして、コンセントに例えばバルーン投光機をつないで明かりを確保する場合は、約180時間対応できるというふうに見込んでおります。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

トイレもちろん電気が要るからトイレも使い、なおかつこのバルーン投光機をつないだ場合はその時間が使えるという解釈でよろしいですか。分かりました。

そしたら、続いて質問します。

委員長（河瀬 成利議員）

どうぞ。

委員（河野 隆子議員）

今回、7種類購入されるということなんですけど、今現在役場が持っている在庫というか備蓄ですね。その数と、目標というのかな、そういうのがあると思うんで、そこに対してどれくらいの割合でこれを購入することによって達するのかというところはいかがでしょ

うか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

今回購入する7つの資機材の件でよろしいでしょうか。

委員（河野 隆子議員）

はい、そうです。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まず、避難所用ワンタッチテントに関しましては、現在115張りの備蓄がございまして、今回70張りを購入するので、合計185張りになります。レバー式折り畳み防災用ベッドに関しましては、現在35台の備蓄がございまして、今回150台購入しますので、合計185台となります。

トイレにつきましては、本町では現状29基の備蓄をしており、今年度12基購入しますので、合計41基となる予定です。このほかに携帯トイレを3,000セット備蓄しております。

ポータブル蓄電池に関しましては、現在11台備蓄しておりまして、今回10台追加購入することで、合計21台になります。

灯油ファンヒーターは今回初めての購入となります。

バルーン投光機は現在4台備蓄しておりまして、今回16台購入し、合計20台になります。

以上です。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、今回は、初めて購入するのは蓄電池の整備事業のこの2セットの分と灯油ファンヒーターということなんですけど、それで目標値、大体何割ぐらい達するんですかね。そこ、ちょっとお答えなかったんで。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

防災資機材に関しましては、具体的な目標値という設定という考えではないので、できる限り整備を進めていければというふうに考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、もう最後ですけど、今回ワンタッチテントとか、テントはもう元々備蓄はされているということと、ベッドもあるということで、昔ね、私、避難訓練、自治会で行ったんですけど、その当時はこんないいベッドじゃなくて、段ボールをこう組んで、なかなかものすごい手間かかったんですよ。そういったやつでしたんですけど、今回ワンタッチなんで、非常に早くできるのかなというふうに思いますが、いいものを買っていただいていますので、ぜひこれは住民の皆さんと一緒に避難訓練、それもちょうとしていただきたいなというふうに思っていますが、予定のほうはいかがでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

また、各地区自主防災組織のほうといろいろ協議しながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

委員（北村 孝議員）

委員長、すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

備品、いろいろ購入、災害に当たって購入していただいております。今も備品、かなり生活用品とかありますけど、この地下に多分保管されているかなと思いますけれども、避難所8か所があるわけですから、私も以前に質問もさせていただきましたし、近年においては他の議員も質問されてたように思います。この備品を分散して備蓄しておくということのあれは、まだやってはれへんですよ。地域が狭いから取りに来てい

ただか、持っていけるというようなどこやけども、地震の規模によって道路とかそういうところがやっぱり通行しにくい。また、それなりのものであったら、人では人力では無理やと。車となれば、そういう道路の損傷とか状況によって運べないということもありますので、この辺の分散ということについてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

昨年度から各避難所、小・中学校の施設管理者と資機材の保管スペース等ですね、協議のほうを進めておりますので、ある程度分散して備蓄のほうはしていきたいというふうに考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

そういうふうにしていただければありがたいと思います。ここに備蓄、1か所でしますと、ここもひょっとしたら庁舎も被災するかもわかりませんし、当然地下ですから、津波とかの場合は、ここは結構9. 何ぼあんのかな、海拔。そういう分では少ないですが、大津川があふれるとか、そういうことになれば少なからず何らかの影響が出てくるのかと思います。そういったことで、分散ということはしっかりと、それなりの場所も大きいものであれば取りますでしょうけど、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないですか。そしたら、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第44号 物品購入契約締結について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第45号 忠岡町下水道条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

議案書11ページをお願いいたします。議案第45号、忠岡町下水道条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。ご配布しております議案第45号土木課資料をお願いいたします。

まずは、資料の2、新旧対照表をお願いいたします。現在、排水設備等の工事を実施できる者は本町指定工事業者に限られており、公共工事のみその対象外と規定をされております。これを災害時対応として、他市町村の指定工事業者であっても排水設備等の工事が実施できるようにするため、ただし書き以降を改正するものとなっております。

資料1へお戻りください。なぜ改正するのか、条例改正の背景ですが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、多数の家屋で排水設備等が損傷をいたしました。また、指定工事業者自身も被災したことにより、工事を実施できる指定工事業者が不足し、復旧が遅れることとなりました。これを踏まえ、被災地での工事が円滑に実施できるよう、国の標準下水道条例が改正をされました。本町条例についても、標準下水道条例に準拠した内容に改めるため、所要の補正を行うものとなっております。

改正による影響につきましては、本改正により他市町村の指定工事業者であっても工事を実施できることから、早期の復旧が期待できるものと考えております。

説明は以上となります。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑お受けいたします。質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

地元の指定工事業者というのは、これは何軒ぐらいあるんでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

町内で住所がある業者というのは9業者あります。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

9業者。その9業者のところの事業者さんが例えば被災したとか、あとなかなか手が回らへんということが起きたら、他市町村の指定を受けた工事業者でもオーケー、それを行けるようにするという条例改正であるというふうに思うんですけど、その他市町村を選ぶときね、それはどういうふうを選ぶんですか。入札になるんですか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

そもそも論で、忠岡町に登録している業者数は91業者あります。その中で、本町に所在している事業者が9業者ということになります。今言ったように、宅内配管になりますと、それは個人の資産になりますので、仮に何か宅内で不備が起こったときには、自分でこの91業者の中からセレクトしてもらって、工事をしてもらい、修理をしてもらいということになっている制度でございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

なるほどね。個人の家の中の管が破損したとかなると、個人でということで、そうなる
と、なかなかその住民の方というのはどこの業者に頼んだらええか分からへんようになります
わね。そういったときのお知らせとかはどうするんですか。この91業者あるんだけ
ど。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

これはホームページ等々に載っておりますので、この中から選んでいただく。大体、
今、議員がおっしゃっていただいたように、町内業者というのは一番顔見知りのパターン
が多いので、町内業者に頼まれるパターンも多いのかなと思いますけれども、そこはもう
通常、見積り等々取ってもらったりとかしながら、自分の状況を相談しながらということ
になりますんで、うちからこの業者を選んではどうですかとかいうような、そんなあっせ
んというのは一切行っておりません。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですか。そしたら、すみません、ちょっと私、説明聞いて分かりましたけど、この
条例改正というのは、個人のお家の下水道管とかが壊れた場合の条例改正するということ
で、個人のお家のことなんですね。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

災害時のときの緊急の場合を想定しております。しかも、今、委員おっしゃるように想
定は、個人さんを一応想定はさせていただいてございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。災害時というところが、それはついているということで、ふだんはそういうことはないと思いますけど、はい、分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、質疑ございませんか。

委員（北村 孝議員）

委員長、すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

今、河野副委員長の話にちょっと関連しますけど、町内業者が9、全体で公認されてるところは91社ということですが、優先順位というかな、例えば個人も、例えば水道の修理というか工事をお願いする場合も想定してはるということですが、個人と、例えば行政が水道、当然企業団がやってるわけで、ここの部分の工事というのは、これも含むわけですね。じゃなしに、あくまでも個人。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

今回ここで登録をさせていただいてる業者につきましては、下水道の工事です。そもそも論で、今、上程させてもろてるのは、緊急事態、大きな災害とかあって、町内のこの91事業者がかなり被災して、町内を回れなくなったときに、よその指定店も入ってこれるようにさしてください、お願いしますという条例の上程をお願いしていますので、通常なかなかそういうことは想定はされないんですけども、バックアップ機能として、そういうふうなよその都道府県、大阪府外の指定業者でもできますよね、お願いさしてくださいというのが今回の趣旨になってございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、私、ちょっと水道と勘違いして、ごめんなさい。内容はよく分かりました。

その上で、町外のところには、その災害というところでこういうような改正されるんですけども、町内はあれですけど、町外のところについては協定みたいなものは、そこまでする必要はない。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

これで91業者あるじゃないですか。これの中で、今、この91業者の中で町内と町外、あえて分けたんですけど、この91業者は原則的に忠岡町の人でしたら、ここから好きに選んでいただけるんですけども、これ以外に何か協定をとるということですか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

協定書は要らのやな。別に個人が勝手に、町内だけじゃなくて町外でもいけますから、個人で対応してくださいねというようにここで、町が絡む話ではない。ただ、町としては、条例の改正せんと、町外の業者が入ってこれないか、やってもらえないので、そういう条例上の改正だけで、業者との云々の話はないんですよ。

土木課（橋本 珍彦課長）

そうです。分かりました。そのとおりです。あくまでも大きな災害が起こったときに、町長が認めれば、今言うたように、例えばうち以外の指定を受けた業者もできるとなりまして、そのときに、今言ったように、特段そのときには町長が発信したらいける。だから、特段一個一個と協定を結ぶとかいうのは想定しておりません。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、私、かなり勘違いというか、状況がちょっと変な方向になってたように思います。であれば、住民に当然周知していただければより安心かなと思いますし、その上で、やっぱりいろんな災害のときだったら、足元を見ていろんな訳の分からん業者、日常

でもありますが、そういうところにも注意されるような、喚起というか、周知していただけるように添えて、住民に周知していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。討論ありませんか。ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第４５号 忠岡町下水道条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第４６号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についてを、本常任委員会に係る部分のみ、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

議案書の１５ページをお願いいたします。議案第４６号、令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についてご説明をさせていただきます。

第１条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２億３，２６５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を８５億５，１１９万１，０００円とするものでございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るもののみご説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

それでは、19ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。地方債の変更でございます。今回の変更は、シビックセンター改修工事の実施において活用する地方債の変更に伴い、増額するものでございます。起債の目的は、庁舎等整備事業債で、限度額を7,840万円から100万円を増額し、7,940万円とするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。歳入で、第10款、第1項、第1目 地方交付税で、補正額4,075万4,000円は、普通交付税でございます。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額773万8,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次のページに参りまして、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、993万9,000円の減額でございます。第19款、第1項、第1目 繰越金で、補正額1億7,390万円は、前年度繰越金でございます。

次のページに参りまして、第21款、第1項 町債、第1目 総務債で、補正額100万円は、庁舎等整備事業債でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 基金費で、補正額1億7,300万円は、財政調整基金積立金でございます。第8目 シビックセンター費で、地方債の変更に伴う財源更正でございます。第15目 防犯対策費で、補正額55万円は、防犯カメラ設置工事でございます。第20目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業費で、補正額1,416万2,000円は、水道料金減免に係る負担金でございます。

次のページに参りまして、第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費で、補正額472万4,000円は、税収入払戻金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑お受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

いろいろと補正、出てきてます。そこで、何点か質問があるんですけど、まず1点、水道使用料の減免事業があるんですが、これは今現在、8月検針分から12月検針分まで実施していただいているということで、検針が2か月に1回ということで、2か月延長した

ら、すみません、何月分までが免除になるんですかね。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

2 か月分の延長になります。検針が2 か月にまたがりますので、どうしてもそれは物理的に3 月分まで見れないということなので、今回2 か月分を追加ということでさせていただきます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません、ちょっと私、聞き取りにくかったんやけど、3 月分までなるということですよ。よろしいですか。じゃない、2 月まで。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

1 月分と2 月分の2 か月分です。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

はい、分かりました。1 月と2 月分ね。

それで、国庫支出金、これは7 7 3 万8, 0 0 0 円ですか、これ入ってきてるんですが、この交付金というのは、もうこれいっぱいいっぱい、もうあとは全く残らないという形でよろしいんでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

はい、残りませんので、足らずの部分を一般財源で補填しているという状況になってございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。非常にね、ほんとに今、物価高騰という、もう大分前から言われてますが、非常にもう、買い物に行ってもね、もうほんと、パン1つでもちょっと1回置くという感じで、本当に食費を削ってというところのご家庭も、私も聞いております。

そこで、水道と申しましたら、使わないところ、使わないご家庭はないということで、この水道使用料の減免事業ですね。この期間、延長ではありますけれども、非常にね、住民の皆さんのやっぱり物価高騰で大変だということで、応援していくといった事業なのかなというふうに思っています。もうちょっと国が交付金出してくれたらいいんだけど、ちょっと持ち出しが640万ほどあるということが分かりました。

あと。一旦終わりますでしょうか。続いてよろしいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

どうぞ。

委員（河野 隆子議員）

すみません、委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

あと、庁舎の整備事業債が100万円、ちょっと増えてるんですけど、これは何か、今非常にいろんな物価高騰で、修理の材料費なんかも上がっているのかなというふうに思うんですが、実際、中身というのはどういったことなんでしょうか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

今、委員おっしゃられた物価が上がっててという理由ではなくてですね、当初、活用する起債が、一般単独事業債という起債を活用する予定をしていたんですけども、ちょっと大阪府さんのほうから助言を頂きまして、シビックセンターの個別施設計画の中に、長

寿命化に係る記載があるというところで、それに基づくシビックの改修であれば、一般単独事業債ではなくて、公共施設等適正管理推進事業債というのが使えるのではないかと、うちちょっとご指摘を頂きまして、再度担当課のほうで検討しましたところ、まずこの公共施設等適正管理推進事業債というものは、公用施設には適用することができないというものでございまして、それであれば、本館と南館を区別して、別々の起債であれば使えるということが分かりましたので、本館部分につきましては、もともと活用予定でありました一般単独事業債を活用して、南館のほうは公共施設等適正管理推進事業債、これを活用することによって、充当率が異なります。そして、計算し直したことによって、その充当額が100万円増加したというところで、今回の起債を100万円増額して、上限額がアップしたということになります。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。事業債の種類が、南館だけが長い名前、公共施設等適正管理事業債ですか、それに充てるということで、それをすることによって、府から何かしら忠岡町にですね、充当していただくのが有利になると、そういったことでよろしいでしょうか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

おっしゃるとおりで、もともと一般単独事業債につきましては交付税措置はないんですけども、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、交付税措置がありますので、一般単独事業債を活用するよりかは本町にとっては有利な起債となっております。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

委員（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

ないですか。なかったら、いいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

どうぞ、河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません、そしたら、あと2点だけね。財政調整基金の積立金なんですけど、補正前の金額と今回の補正額では約1,000万ほど差があるんですけどね。これは、ほぼほぼこの補正前の額までは行くのでしょうか。ちょっと聞き方がおかしかったですか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

すみません。もう一度よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

すみません。ちょっと私の聞き方が悪かったですかね。財政調整基金の積立金が、今回1億7,300万積み立てていただいています。これは、ほぼほぼ予定どおりの積立ての金額なのかというところですが。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

こちらの財政調整基金積立金1億7,300万円は、令和6年度の決算が出たことによった前年度の剰余金になります。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ありがとうございます。そしたら、これだけ黒字が出たということでよろしいですね。

あと、防犯カメラの設置工事なんですけど、これは自治会から要請があったのかというのと、あと何台分かということと、それから26ページの還付金なんですけどね、税収入の払戻金が出ています。法人税だと思うんですけどね。ちょっと実績が悪かったのかというところ辺のちょっと内容を教えていただきたいと思います。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

防犯カメラの設置工事費に関してなんですけれども、こちらは自治会からの要請ではなくて、町所有の防犯カメラの更新になります。今回、1台分の予算を補正で計上しており

ます。

以上です。

委員（河野 隆子議員）

場所はどこですか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

忠岡駅前の駐輪場の電柱を予定しております。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。あと、もう1点。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

今回、予算計上した理由といたしましては、法人町民税による大きな還付が発生しまして、8月末時点の歳出還付の予算額がちょっと90万円となっております。また、今後決算を迎える法人の業績によりましては、還付になるケースも想定されておまして、還付の支払いに影響が出ないように補正予算を計上したところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それで、還付になったその要因なんですけども、主な理由というのはちょっと分からないところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですか。主な理由が分からないと今おっしゃってましたけど、大事な忠岡町の税金なんで、そういった理由というのもしっかり分析する必要もあるのかなというふうに思います。最後にいかがでしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

あくまで法人の申告については、そういう原因とか書く欄というのがございませんので、特にこちらとしては必要ないのかなとは考えております。

委員長（河瀬 成利議員）

いいですか。よろしいですか。

他に、ございませんか。

委員（北村 孝議員）

委員長、すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

町長にちょっとお聞きします。この財政調整基金1億7,300万、基金に積み立てるということですが、町長の公約に、ため込んだ財政調整基金と、こうフレーズがありますが、この辺との整合性といいますか、そういうおっしゃってるのを積み立てていくということにはいかがなものかと思えますけども、その辺の見解。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

繰越金が1億7,300万円ありまして、財政法上、2分の1以上は積み立てないといけないということがあるので、その2分の1でなく全額というところでありますけれども、一旦は積み立てて、そしてその今後については、活用とかそういったことについては、今後、新年度の予算というところで考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

公約どおり今、一旦は積み立てて、取り崩して使っていくということですね。当然、住民の生活の向上といいますか、物価高騰もまだまだそういったところにも入るのかと思いますけども、分かりました。

委員長、すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

はい。

委員（北村 孝議員）

このね、私、決算でもと思ったんですけども、ちょっと触れたいと思いますが、不用額が出たからこういうふうに積み立てていくんですけど、でしょう、でないんですかね。ではない。

町長（是枝 綾子町長）

私ですか。

委員（北村 孝議員）

いやいや、財政のほう。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

予算上の不用額とは別の考え方で、単純にその決算を出したときに、歳入と歳出、要は歳入が上回ったことよっての収支の部分法律上積み立てるということになっておりますので、予算不用額とはまた考え方が違うというものでございます。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

はい、結構です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないですか。これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第46号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第５０号 令和７年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを、担当課より説明を求めます。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

議案書４７ページをお願いいたします。議案第５０号、令和７年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明をさせていただきます。

補正予算額７６０万６，０００円を計上しております。本年１月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、全国の自治体に対して大規模下水道管路の特別重点調査が要請されました。本町においても下水道管路の緊急調査を実施するための補正ということになっております。

最終ページをお願いいたします。収入、事業収益、営業外収益、補助金、国庫補助金３８０万６，０００円。支出、事業費用、営業費用、管渠費、委託料７６０万６，０００円それぞれ増額し、事業収益の総額を８億８，０１５万２，０００円、事業費用の総額を８億５，９４７万７，０００円とするものとなっております。

なお、本事業は起債対象事業とされておりますので、企業債の補正、追加分として３８０万円を計上しております。これらの説明が、次ページ、議案第５０号に総括されております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑、お受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

この中で、その下水道管路の特別重点調査ということなんですが、どの辺りになるんですかね。ちょっと私も想像がなかなか、かなり太い下水道管なんでしょうけど、どのよう

な調査をされるんでしょうか。その中身だけ教えてください。

土木課（橋本 珍彦課長）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

今回対象となっておりますのが、管の口径が2メートル以上で、かつ設置から30年以上経過した下水道管路となっております。これは、うちは雨の分、雨水管が対象でなっております。どこかといいますと、いつもよく出てくる2号幹線、3号幹線というところが対象となっております。

今お尋ねのどんな方法かということによろしいんでしょうか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

土木課（橋本 珍彦課長）

目視であったりとか、ドローンとかテレビカメラを使って、管の中を調査するということになってございます。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

いいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないですか。これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第50号 令和7年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件について全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

その他、理事者側で何かございませんか。ないですか。

（なし）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶いただきます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

長時間にわたり慎重なご審議を頂き、ありがとうございました。また、ご可決いただきありがとうございました。また、頂きましたご意見につきましては、きちんと受け止めて検討もしてまいりたいと思います。

また、本会議でのご議決のほうもどうぞよろしくお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（「午前11時21分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年9月9日

総務事業常任委員会委員長 河 瀬 成 利

総務事業常任委員会委員 河 野 隆 子